

## よくあるお問い合わせ（Q&A）

### Q1 日本中央競馬会畜産振興事業とはどのような事業ですか？

（答）

1. 我が国の畜産は、家畜の繁殖・育成・肥育と、肉・乳・卵・蜂蜜などの畜産物の生産を目的としたものであり、日常の食生活を支え、豊かにする「美味しさ」を与えてくれるとともに、たんぱく質等の様々な栄養素の供給、また、地域の活性化や国土の保全等の多面的機能の発現、更には資源循環等といった重要な役割・機能を果たしています。
2. 日本中央競馬会畜産振興事業（以下「畜産振興事業」という。）は、日本中央競馬会法（以下「競馬会法」という。）第19条第4項に基づき、国の畜産振興諸施策を補完し、総合的な観点から畜産振興が図られるよう、民間の事業主体による畜産の振興に資するための事業の実施を助長することを目的として、日本中央競馬会法施行規則（以下「施行規則」という。）第2条の7に規定されている事業に対し、日本中央競馬会（以下「JRA」という。）がその事業費を助成することとしています。

#### 【施行規則第2条の7に規定されている事業】

- （1） 畜産の経営又は技術の指導の事業
  - （2） 肉用牛の生産の合理化のための事業
  - （3） 生乳の生産の合理化のための事業
  - （4） 家畜衛生の向上のための事業
  - （5） 畜産の技術の研究開発に係る事業
  - （6） 畜産に係る公害の防止及び自然環境の保全のための事業
  - （7） 次に掲げる事業であって、畜産の振興に資すると認められるもの
    - イ 農村地域における良好な生活環境の確保を図るための事業
    - ロ 農業経営の近代化を図るための事業
    - ハ 農村地域における安定的な就業の促進を図るための事業
    - ニ 農林水産業に関する技術の研究開発に係る事業
    - ホ 農林水産業に係る公害の防止及び自然環境の保全を図るための事業
3. ただし、国が行う畜産関係補助事業との役割分担を明確化するため、国の基本方針に基づく基幹的な事業、又は基礎的な研究開発等については、助成対象としないものとしています。（日本中央競馬会畜産振興事業公募要領（以下「公募要領」という。）「4. 事業要件（1）」参照。）

### Q2 令和4年度はどのような事業が助成の対象となりますか？

（答）

1. 令和4年度において畜産振興事業として助成する事業は、公募要領別紙1「令和4年度日本中央競馬会畜産振興事業の公募テーマ」（以下「公募テーマ」という。）に即した事業であって、かつ、同公募要領「4. 事業要件（2）」に適合するものとなります。

2. 公募事業テーマのうち、「2 1のうち重点的に対応する事項」の(1)から(8)については、以下の考え方に合致する必要があります。

(1) 輸出拡大のための対策

肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図るための生産基盤の強化、海外市場を獲得するための対策、和牛遺伝資源の適正な流通管理など、畜産物の輸出拡大のための事業内容となっていること

(2) 「みどりの食料システム戦略」の取組に向けた畜産のための対策

牛のげっふ抑制等の世界的な課題となっている畜産におけるメタンガス等GHGsの削減による地球温暖化防止に向けた取組、持続的な畜産経営・畜産物加工・流通に資する取組、国産飼料基盤の強化に資する取組、資源循環型畜産の推進等、農林水産省が令和3年5月に公表した「みどりの食料システム戦略」を実現するための取組であって、畜産分野として取り組むべき事業内容となっていること

(3) 収益性の高い経営の育成のための対策

新技術の実装の推進による生産性向上、新たな畜舎建築基準等の普及等によるコスト削減の取組等、収益性の高い経営体を増やす事業内容となっていること

(4) 経営を支える労働力や次世代の人材の確保のための対策

労働負担の軽減を図る等の労働力確保に資するため、多様な人材の確保又は就農若しくは雇用等の促進等の担い手を確保するために必要な事業内容となっていること

(5) 家畜排せつ物の適正な管理のための対策

環境規制に適切に対応するために必要な事業内容となっていること

(6) 需要に応じた畜産物の生産・供給のための対策

多様化する消費者ニーズへ対応した家畜・家きんの改良や畜産物の生産・流通に資する事業内容となっていること

(7) 重要な家畜疾病（口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、馬インフルエンザ等）の防疫関連のための対策

重要な家畜疾病の国内での発生予防・まん延防止のために必要な事業内容となっていること

(8) 激甚災害（東日本大震災においては東京電力福島第一原子力発電所事故を含む。）による被災地の畜産振興に向けた畜産関連復興のための対策

国及び被災した地方自治体を実施する畜産関連復興対策を補完する事業であって、特に、必要性が高く、目的、手段及び効果が明確な事業内容となっていること

3. 同公募要領「4. 事業要件（2）助成対象とする事業の要件」は、以下のとおりです。

助成対象とする事業は、施行規則第2条の7第1号から第7号に適合し、次の要件を満たすものとします。

- ① 事業の必要性及び緊急性が高く、全国を対象としたもの又は全国的な効果を期待し得るものであること。ただし、被災地支援に係る事業にあつては、被災地を対象としたもの又は被災地に対する効果を期待し得るもの、特定の地域に限定した担い手の確保に係る事業にあつては、高い事業効果（成果）を期待し得るものであること。
- ② 畜産の振興に資することが明確に認められるものであること。

- ③ 国による助成が期待し難いものであること。
- ④ 民間団体が自発的に行うものであること。
- ⑤ 国の基本方針との整合性を有するものであること。
- ⑥ 事業の目的が達成される事業内容となっていること。
- ⑦ 事業の内容が奨励金等の個人への直接的な助成又は会議、催事、普及・啓蒙活動等のみでないこと。
- ⑧ 調査研究そのものは外部に委託し、委託先の審査のみを行うような事業でないこと。
- ⑨ 研究開発を目的とする事業（以下「研究開発事業」という。）にあつては、新規性、先導性が認められること。
- ⑩ 専ら機械・施設の整備、資産の取得を目的とした事業でないこと。

4. また、令和4年度におきましては、事業区分として「災害等緊急事業」を設け、激甚災害又は家畜伝染病（家畜伝染病予防法第2条に規定する疾病）の発生により緊急に必要な畜産関連復興対策又は家畜防疫関連対策その他予期することができない被害への対策に対して助成することとしています。

当該事業区分の公募については、公募を実施する必要があるとJRAが判断した場合に別途設定の上、公表します。（※現在、公募は行っておりません。（令和3年10月27日時点））

### Q3 どのような畜種が対象になりますか？

(答)

乳用牛、肉用牛、豚、鶏、馬、めん羊、山羊、みつばち等日本標準産業分類（平成25年10月改定、平成26年4月1日施行）の細分類のうち「酪農業」、「肉用牛生産業」、「養豚業」、「養鶏業」及び「その他の畜産農業」において飼養される畜種が対象になります。

競走馬は対象となりませんのでご注意ください。

### Q4 どのような者が応募できますか？

(答)

1. 限りある財源を効率的に活用し、畜産振興事業について一層の成果を得るため、応募者間の競争性を高め、より良い事業が選定されるよう、幅広く募集することとしています。
2. 具体的には、農業協同組合等の農林漁業者を構成員とする団体、事業協同組合、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人に加え、大学、高等専門学校、高等学校、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)も応募が可能です。（公募要領「5. 応募者の要件（1）」参照。）

農林漁業者を構成員とする団体とは、農林漁業を営む個人が直接の主たる構成員であり、かつ、その規約が、①目的に、畜産の立地している地域における生活環境施設等の整備等を図ることにより地域の畜産の振興に寄与する旨を含んでいること、②代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続きが明らかになっていること、③意思決定の機関について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別してしないこと、④生活環境施

設等の利用法その他事業の効果が公平を欠くものでないこと、⑤財務及び会計に関し必要な事項が明らかであること、のすべてに該当していることとします。

3. 株式会社や有限会社などの営利企業、個人は応募できません。国・地方公共団体の機関や独立行政法人も対象外となります。上記団体及び個人は、共同事業実施主体や共同実施者（共同研究者）（Q7参照）として事業に参画することもできませんのでご注意ください。
4. また、助成を受けることのできる団体は、助成事業（その自己評価を含む。）及び経理事務の実施能力・体制を具備していること、事業成果の公益利用を認め、その積極的な普及に努めること等の要件（公募要領「5. 応募者の要件（2）」）を満たすことが必要となります。
5. なお、JRA理事長が特に認める民間団体とは、公募要領「5. 応募者の要件（1）」の①から⑦の共同体、中小企業等協同組合のうちの事業協同小組合、事業協同組合連合会、技術研究組合等です。

#### Q5 複数の事業に応募できますか？

（答）

同一団体からの複数の応募は可能ですが、定められた期間内に事業を適確に実施するといった観点から、研究開発事業に応募した事業窓口担当者（大学にあっては研究代表者）は、本年度において研究開発以外の事業を含む複数事業へ応募することはできません。

#### Q6 複数の者が共同で事業実施主体になることはできますか？

（答）

1. 複数の者が共同して1事業を実施することは可能です。この場合、事業全体の進捗管理、共同実施者間の調整等を行う者が代表して応募する必要があります。ただし、共同事業実施主体となれる者は、公募要領「5. 応募者の要件」を満たす団体となります。また、共同事業実施主体となる団体は、事業全体にかかる説明責任及び責務を有することとなります。
2. この場合、公募要領「10.（1）応募書類」のうち「○提案書ー⑥様式6号：事業実施体制」に共同事業実施主体の構成・役割を記載するとともに、「○応募者の概要」⑫から⑮の書類についても提出してください。

#### Q7 事業実施にあたり、事業の一部を共同実施（共同研究）することはできますか？

（答）

1. 優れた研究成果、円滑な研究の推進を目的に、事業の一部について、事業実施主体を含む複数の者が共同で実施すること（以下「共同実施」という。）は可能です。ただし、共同実

施者となれるのは、公募要領「5. 応募者の要件」を満たす団体となります。また、共同実施者となる団体は、共同で実施した事業について説明責任及び責務を有することとなります。

2. この場合、公募要領「10. (1) 応募書類」のうち「○提案書－⑥様式6号：事業実施体制」に共同実施者の構成・役割を記載するとともに、「様式10-2号：事業共同実施調書」についても提出してください。

#### Q8 補助率や助成対象はどうなっていますか？

(答)

1. 公募要領別紙1「令和4年度日本中央競馬会畜産振興事業の公募テーマ」の1「公募する事業テーマ」に該当する通常案件の補助率は8/10以内とし、助成金の上限金額は単年度当たり4千万円としています。このうち、助成金額が4百万円以下の案件については、少額案件として、補助率を9/10以内とすることとしています。
2. 応募する案件が、公募要領別紙1の2「公募する事業テーマのうち重点的に対応する事項」に該当する重点対応案件については、補助率を一律に定めず事業内容によって設定できることとし、助成金の上限金額は単年度当たり4千万円としています。ただし、全国的に事業を実施する必要があり、かつ、特に公共性及び公益性の高い事業としてJRA理事長が特に認めるものはこの限りではありません。
3. また、高等学校、高等専門学校又は大学（大学共同利用機関を含む。）が応募者として行う畜産振興事業については、補助率を一律に定めず事業内容によって設定できることとしています。
4. なお、上記の1～3に関わらず、取得金額が50万円（消費税を含む。）以上の備品及び機械・施設等の整備（固定資産として管理するソフトウェア開発費を含む。）については、原則、補助率を5/10以内とすることとしています。ただし、重点的に対応する事項の(7)及び(8)のうち、災害発生時に必要な備蓄用機材等については、補助率を一律に定めず事業内容によって設定できることとしています。
5. 助成対象となる経費については、公募要領別紙2のとおり、畜産振興事業の実施に直接必要となる経費に限ることとしています。したがって、事務所借料等、応募者が組織を運営するのに当然必要な経費等については、助成の対象としていません。

**Q9 経費の使用にあたり留意すべきことはありますか？**

(答)

1. 応募事業が採択された事業実施主体は（公財）全国競馬・畜産振興会（以下「振興会」という。）に対して助成金の交付を申請することとなりますが（複数年度にわたる事業にあつては、毎年度申請が必要。）、原則としてこの際に提出した事業費の積算根拠に沿って経費を使用する必要があります。このため、委託先、共同実施先、及び再助成金の交付先についても、事業実施主体と同様に全体計画及び毎年度の事業費の積算根拠を明確にしてください。
2. 事業年度の終りに備品や消耗品をまとめて購入する等、該当年度の事業のために使用されたことが明らかでない経費の支出が認められた場合は、助成金の返還等を求めることがありますのでご承知置きください。

**Q10 リース契約について、当初、事業終了後は継続して使用しないこととしていたものについて、その後の事業変更により別の事業に継続使用することは可能ですか？**

(答)

1. 事業終了後に譲渡・再リース等により別の事業に継続して使用することは可能ですが、その状況に応じて必要な手続きを行う必要があります。
2. 自主事業において引き続き使用することとなった場合には、継続使用期間のリース料相当額（※）の減額又は返還を行う必要があります。  
※ 当初設定したリース期間に、継続使用期間を加えたもの（この期間が法定耐用年数を上回る場合は、法定耐用年数とする。）を新たなリース期間とみなし、これに基づいて算出した継続使用期間に係るリース料相当額。
3. 新たに採択された畜産振興事業において使用する場合には、助成金額の減額又は返還を行う必要はなく、そのまま使用することが可能ですが、その利用状況については確認させていただきます。

**Q11 固定資産として管理するソフトウェアの開発費とはどのようなものでしょうか？**

(答)

1. 固定資産として管理するソフトウェアの開発費は、日本公認会計士協会「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（以下、「実務指針」という。）の1～22に準拠し判断します。
2. 実務指針において、ソフトウェアとはコンピュータ・ソフトウェアをいい、その範囲は、
  - ①コンピュータに一定の仕事を行わせるためのプログラム
  - ②システム仕様書、フローチャート等の関連文書

となります。

3. また、実務指針において、自社利用のソフトウェアの資産計上の検討に際しては、そのソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であることが認められるという要件が満たされているか否かを判断する必要があり、その結果、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合は無形固定資産に計上し、確実であると認められない場合又は確実であるかどうか不明な場合には、費用処理することになります。(具体例は、実務指針の11を参照してください。)
4. 従って、固定資産として管理するソフトウェアの開発費に該当するかどうかについては、どのような作業を行うものか、そして完成したソフトウェアの利用により、収益獲得又は費用削減が確実であるかどうか、などをよく検討する必要があります。
5. なお、畜産振興事業の公募及び採択の段階では、ソフトウェア開発の詳細や経費等が明確でない場合もありますので、ソフトウェア開発費を計上している場合やソフトウェア開発費に類する項目を計上している場合には、実績報告時において、再度、その経費の内容やソフトウェア開発に該当する費目の範囲等について検討を行い、公認会計士等の専門家の確認をとるなど適切に計上してください。(当初、固定資産として管理しないものとしていたものについて、結果として固定資産として登録したものについては、補助率を5/10以内として助成金額の減額若しくは返還を行うこととなります。)

**Q12 委託費について、「実施主体が負担していない経費は助成対象としない」となっていますが、どういうことですか？**

(答)

1. 委託とは、事業を実施する上で、事業実施主体が自ら行うことができない業務などを、委託契約に基づき、他者(委託先)に依頼して行ってもらうものです。委託先は公募要領「5. 応募者の要件」にかかわらず、株式会社等への委託も可能です。なお、委託をする特別な理由や、相手方を限定した随意契約とする場合の理由は、「様式10-1号：事業委託調書」に詳細に記載してください。
2. 補助率8/10となる事業において、実施主体の自己負担分は2/10となりますが、自己負担分の資金の調達に当たって、委託先に自己負担分を委託費の一部として負担させるようなケースなど、実施主体が負担していない経費は助成対象とはなりません。

**Q13 事業費に間接経費を計上する場合どのような点に注意が必要ですか？**

(答)

事業費に間接経費を計上する場合は、公募要領別紙2の助成対象経費の記載のとおり、委託費等を除く直接経費の20%以内、若しくは事務経費の「基準価格等」の欄で示した案分

比率により算出した額のいずれか低い額となりますのでご注意ください。

**Q14 助成金はどのような手続きにより受け取るのですか？**

(答)

1. 畜産振興事業についての助成業務は、競馬会法第19条第4項に基づき、畜産振興事業等について助成することを業務とする法人（振興会）が行うこととなります。
2. 採択が決定した事業実施主体においては、事業の実施に必要な申請書等を作成し、振興会に対して助成金の交付を申請することとなります。振興会では申請内容を確認の上、交付決定します。（複数年度にわたる事業にあつては、毎年度申請、交付決定となります。）助成金の概算払いが必要な場合は、概算払い請求書の提出が必要です。
3. なお、所定の期日までに、振興会に対して助成金の交付申請手続きを行わなかった場合は、助成対象事業としての採択が取り消されますのでご注意ください。

**Q15 助成金の取扱いにはどのようなことが求められますか？**

(答)

畜産振興事業の助成金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用されます。事業の適正な実施にあたって細心の注意が求められます。また、事業実施主体及び委託先等に対して、振興会による助成金の執行等に関する監査が行われます。

**Q16 事業実施期間についてはどうなっていますか？**

(答)

1. 事業実施期間については、事業成果の早期発現の観点から、原則として単年度です。
2. ただし、事業の内容から、複数年度の実施期間が必要であるとの特別な理由（必要性及び緊急性）があるものは、事業実施期間の設定の妥当性について厳密な審査を行った上で、研究開発事業については最長5年、その他の事業については最長3年を限度として複数年度の実施期間を認める場合があります。
3. なお、研究開発事業のうち、実施期間が3年を超えるものについては、2年が終了する年度末に、外部専門家・外部有識者からなる委員会において畜産振興事業の進捗状況の把握と事業継続の有用性・有効性の評価を必ず行い、その結果に基づき、必要に応じて事業規模の縮小、中止、見直し等を行うとともに、委員会の評価結果等とともにその概要を振興会へ報告していただく必要があります。（畜産振興事業がそのまま継続される場合であっても同様です。）



**Q17 達成目標の設定にあたり注意することはありますか？**

(答)

1. 様式3号の達成目標の設定については、記入要領のとおりですが、特に目標値については、事業終了後の自己評価やJRA畜産振興事業評価委員会(以下「評価委員会」という。)の事後評価等において、目標の達成状況を客観的に評価できるよう、原則として「一式」等とはせず、定量的なものを設定するようにしてください。
2. 具体的には「〇〇報告書作成：1件」や「〇〇手法の開発：一式」等とするのではなく、その作成された報告書の利用や開発された手法の活用により、現状がどの様に状況変化するのか、例えば「〇〇の向上：〇〇%」や「〇〇の効率化：〇〇%」等、定量的に記載してください。
3. なお、「様式2-1号」ないし「様式2-2号」の「6. 事業の目標等」の「(1) 研究開発事業ないし事業が目指す目標及び成果」と「(2) 成果の畜産現場への普及の展望・波及効果」に記載した内容を数値化した、定量的な目標値となるよう、その整合性にも注意してください。
4. ただし、目標値を定量的に設定できないやむを得ない理由がある場合には、【目標設定根拠】に必ずその理由をわかりやすく、記載するようにしてください。

**Q18 応募後の審査等のスケジュールはどうなっていますか？**

(答)

公募期間終了後、応募のあった事業については、JRAに設置される外部有識者等からなる畜産振興事業審査委員会において審査され、3月頃に採択事業を決定し、その結果をJRAから応募者に通知します。(ただし、法人格の該当性等に合致しない場合は、事前に通知します。)

採択決定後、振興会に助成金の交付申請書等を提出していただき、助成金の交付決定を経て、4月頃の事業開始を予定しています。ただし、やむを得ない事情により遅れることがあります。

審査	: 令和4年1月～3月中
採択事業の決定	: 令和4年3月末頃
助成金交付申請書等の提出	: 令和4年4月頃
助成金交付決定(事業の開始)	: 同上

**Q19 事業の成果に関する権利は誰にありますか？ また、取得した権利の実施等により収益が生じた場合、どのような手続きが必要になりますか？**

(答)

1. 助成対象事業の実施により得た特許権等の知的財産権の成果については、原則として、

事業実施主体に帰属することになります。知的財産権の取得を申請する際には、書面によりその旨を遅滞なく、振興会に報告してください。

2. 事業の一部を第三者に委託等を行う場合は、委託契約等において、知的財産権の取扱いについて約定する必要があります。また、委託先等が特許権等の知的財産権の取得を申請する際も、事業実施主体が振興会に報告してください。
3. また、取得した知的財産権の実施や当該成果の実用化・製品化により収益が生じた場合は、当該事業による年間の収益の状況を、当該事業の完了した事業年度の翌年度から起算して5年間、毎年、各事業年度末から90日以内に振興会に報告する必要があります。委託先等において本事業の成果により取得した知的財産権や当該成果の実用化・製品化により収益が生じた場合にあっても、同様に、事業実施主体が振興会に報告してください。
4. 上記3の収益状況報告に基づき、事業の実施により事業実施主体(委託先等を含みます。)に相当の収益が生じたと認められるときは、振興会が、助成額の全部又は一部に相当する金額について、納付を求めることとなります(収益納付)。
5. なお、本事業の成果である特許権等については、当該事業の完了した事業年度の翌年度から起算して5年間は、振興会の承認を受けないで、事業実施主体及び委託先等以外の者に対して、譲渡又は利用を許諾することはできません。(振興会がやむを得ないと認めた場合は、理事長の承認を得て、譲渡又は利用の許諾を認める場合があります。)

#### Q20 知的財産権にはどのようなものがありますか？

(答)

知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、著作権及び商標権をいいます。

#### Q21 事業の成果について、公表する場合はどのようにすれば良いですか？

(答)

1. J R Aは、中央競馬の売上の一部を財源として助成事業を行っており、その成果については、社会に対する積極的な情報発信が不可欠と考えております。
2. そのため、事業実施主体におかれては、積極的なP Rや情報発信を行っていただく必要があります。具体的には、印刷物の配布、プレスリリース、インターネット、シンポジウム及び研究開発事業にあつては論文発表等で公表する場合に、J R Aの助成によるものであることが分かるように、所定のロゴマークを用いた助成表示や論文内での「J R A畜産振興事業」の支援の明示を行っていただくこととなります。

**Q22 事後評価の対象となった場合にはどのような対応が必要となりますか？**

(答)

1. 評価委員会による事後評価の対象となった場合には、事業成果などについて確認をさせていただきますこととなります。(公募要領「14. 事業実施主体の責務等(2) 事業成果の評価」参照。)
2. 事後評価には『ヒアリング評価』と『書面評価』があります。
3. 『ヒアリング評価』の対象候補となる事業は、事業期間が3年以上の研究開発事業のうち事業総額が大きなものとなります。事業実施の初年度に開催される評価委員会(例年7月頃)において研究内容等のヒアリングを実施したうえで最終的な対象事業を決定します。『ヒアリング評価』の対象候補となった場合には、別途ご連絡しますので評価委員会への出席をお願いいたします。
4. 評価委員会の決定により『ヒアリング評価』の対象事業となった場合には、当該事業の終了後に評価実施にかかる追加資料の提出を要するとともに、評価委員会(例年9月頃)に出席して事業成果について説明をしなければなりません。
5. 『書面評価』は、すべての事業が対象候補となります。最終的な対象事業は当該事業終了後に開催する評価委員会(例年9月頃)において決定します。対象事業となった場合はその旨を連絡しますので、評価実施にかかる追加資料を提出していただくこととなります。

※令和4年度採択事業にかかる評価スケジュール(例:3ヵ年の研究開発事業)

採択事業の決定	: 令和4年3月末頃
ヒアリング評価対象事業選定(評価委員会出席)	: 令和4年7月頃
事業終了	: 令和7年3月
ヒアリング評価(評価委員会出席)	: 令和7年9月頃
書面評価対象事業選定・追加資料の提出	: 同上
評価結果公表	: 令和7年12月頃

**Q23 過去の助成事業や事業評価結果はどのようなものがありますか？**

(答)

JRAのホームページのトップページから「企業情報」→「畜産振興への取組み」→「畜産振興への取組み」のご紹介の順にクリックしていただきますと、過去に助成を受けた畜産振興事業の概要、自己評価票及び事業評価報告書がご覧いただけます。

(URL : <https://www.jra.go.jp/company/social/livestock/about/index.html>)